

# 宮崎県庁防災庁舎及び5号館清掃業務委託仕様書

## 第1 基本事項

### 1 委託業務の対象となる施設の概要

次の庁舎の共用部分及びその敷地とする。

宮崎県庁防災庁舎及び5号館（以下「県庁舎」という。）

所在地 宮崎市橘通東1丁目9番18号

建物屋内の日常清掃床面積 4,989㎡

（特別・定期清掃及び駐車場等の屋外清掃を除く。）

清掃箇所	日常清掃	定期清掃	特別清掃	面積（㎡）等	
				防災庁舎	5号館
玄関ホール	○	○		548	46
廊下及びエレベーターホール	○	○		2,881	95
休憩スペース	○	○		69	
便所及び洗面所	○	○		822 (111基)	11 (2基)
湯沸室	○	○		158	
エレベーター	○	○		5基	1基
階段	○	○		502	22
授乳室	○	○		9	
シャワールーム・脱衣室	○ 週1	○		46 (5室)	46 (5室)
玄関周り	○	○		36	
地下駐車場	○			2,067	
屋外敷地	○			4,041	左に含む。
事務室(災害対策本部長室等) ・共用会議室			○	4,677	467
窓ガラス ※右の面積は片面。清掃対象は両面。			○	3,758	179

### 2 委託業務の実施に係る留意事項

- (1) 乙は、労働基準法等の労働関係諸法令の他、関係法令及びこれらに基づく基準等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって委託業務を実施すること。
- (2) 委託業務の実施に際しては、甲と緊密な連携を保持し、常に適正な業務を行うこと。

## 第2 委託業務の内容等

### 1 清掃員の配置

本業務に従事する清掃員として、次の者を配置すること。

- (1) 清掃業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上の者。
- (2) (1)以外の清掃員にあつては、(1)の清掃員の指示に従って作業を行う能力を有し、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する者。

## 2 清掃の実施日時

**実施日**：開庁日（下記の休日を除く月曜日から金曜日まで）及び毎月原則第1・第3土曜日

※ 第1・第3土曜日の清掃については、甲と事前に調整の上で、同じ月の他の土曜日や下記の休日に変更可。

〈休日〉

- ・ 日曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・ 12月29日から翌年の1月3日まで

**実施時間帯**：午前8時から午後4時30分まで

## 3 清掃業務の内容

清掃頻度や概要は、下記のとおり。

業務内容の詳細は、別紙1「清掃作業基準仕様書」による。

特別清掃の日時については、1か月前を目処に甲に届け出ること。

日常清掃及び定期清掃について、下記の原則として定める日以外の日に実施する場合は、1か月前を目処に甲に届け出ること。

### (1) 日常清掃（開庁日毎日）

原則として1日単位の周期で、除塵、拭き、ゴミの収集等の作業を行い、汚れ進行度の早い場所や部位の汚れを除去すること。

また、これらの作業の後、上記2の実施時間帯において、巡回しながら部分的な汚れの除去、ごみ収集等を行うこと（日常巡回清掃。）。

特に、トイレの便器、洗面台等に黄ばみ、黒ずみ、尿石、水垢などの汚れの付着がないよう、また、トイレや授乳室でごみ等から悪臭がしないようにすること。

### (2) 日常清掃（開庁日のうち週1回、原則水曜日）

週1回、シャワールーム・脱衣所の洗浄（シャワールームのみ）、水拭き、ごみ収集等を行うこと。

シャワールーム内のカビ、水垢、石鹸垢等は、完全に除去すること。

### (3) 日常清掃（補完清掃）（月1回、原則第3土曜日）

上記(1)の日常清掃の範囲について、開庁日に対応が困難な場所を中心とした補完清掃を行い、衛生環境の維持に努めること。

特に、廊下等のカーペットについて、汚れがないかを確認し、部分水拭きにより汚れを除去すること。

### (4) 定期清掃（月1回、原則第1土曜日）

原則として月単位の周期で、除塵、拭き、洗浄、保護剤の塗布等の定期的な作業により、日常的な清掃では除去困難な汚れや、汚れ進行度の遅い場所・部位の汚れを除去すること。

特に、トイレやシャワールーム内の黄ばみ、黒ずみ、尿石、カビ、水垢、石鹸垢などの汚れは、完全に除去すること。

### (5) 特別清掃（年2回、11月・5月）

庁舎の窓ガラス清掃及び事務室（災害対策本部長室等）・共用会議室の清掃を行うこと。

### (6) その他

上記の他、臨時に新たな清掃等が必要となった場合は、甲と乙とで対応について協議する。軽微な事項については、乙が契約金額の範囲内で実施するものとする。

## 4 清掃業務の処理結果の報告

清掃業務の処理結果は、次の様式を作成し、速やかに報告し、甲の確認を受けること。定期清掃及び特別清掃については、写真を添付すること。

- (1) 日常清掃 日常清掃作業日誌（別記様式1）
- (2) 定期清掃 定期清掃作業日誌（別記様式2）
- (3) 特別清掃 特別清掃報告書（別記様式3）

## 5 費用の負担区分

- (1) 乙は、委託業務の処理に当たり、下記ア～ウの他、業務に必要なものの費用を負担し、清掃員に支給すること。

ア 清掃に必要な器具、材料

※ 清掃範囲のトイレに補充するトイレットペーパー、便座除菌クリーナー及び水石鹸を含む。

トイレットペーパーは、古紙配合のものを使用すること。

便座除菌クリーナーは、「トイレマジックリン消臭・洗浄スプレー業務用」、「トイレマジックリン消臭・洗浄スプレー消臭ストロング業務用」、又は「トイレマジックリン消臭・洗浄スプレーツヤツヤコートプラス業務用」を使用し、他の液体等を使用しないこと。

水石鹸は、手を洗った際に泡が出る程度の濃度のものを補充すること。

※ 業務で使用する器具や材料については、安全性や環境に配慮したものをを用いること。

※ 資材や消耗品は、品質良好のもの（JISマーク商品等）を用いること。

イ 被服、名札

ウ 清掃関係用紙

(ア) 日常清掃作業日誌

(イ) 定期清掃作業日誌

(ウ) 特別清掃報告書

- (2) 委託業務の処理に要する電気、水道及びガスは、甲が提供するが、乙は、その使用に当たっては、節約に努め、使用後は、後始末を完全にして、事故等の発生を防止するよう努めなければならない。

## 6 場所等の提供

甲は、乙が業務を実施するために必要な次の場所を提供し、乙は、提供された物件を常に整理整頓して善良な管理において使用するものとする。

ア 作業員休憩室

イ 作業用具保管場所

なお、清掃業務等の実施にあたり、清掃員等個人用の駐車場は提供しないので、必要であれば、乙が確保すること。

## 7 留意事項

- (1) 委託業務に使用する用具及び資材等は、常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は、十分な管理を行うこと。
- (2) 作業実施に当たっては、甲の執務に支障のないよう行うこと。
- (3) 作業実施に当たっては、洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は適正な養生を行うなど、安全性に配慮すること。
- (4) 清掃作業に使用する雑巾等の作業道具等は、使用後は消毒を行うなど、衛生管理を徹底すること。
- (5) 業務終了後、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末を行うこと。

## 第3 清掃実施計画書等の提出

乙は、委託業務の実施に当たり、下記の書類を別記様式4に添付して提出し、甲の指定する者の確認を得るものとする。ただし、2及び5については、甲と契約前に事前協議を行い、提出すること。

- |   |     |         |
|---|-----|---------|
| 1 清掃実施計画書   |     | 7月21日まで |
| 日常清掃、定期清掃及び特別清掃の実施日程（年間・月計画）、実施時間、作業内容、清掃に必要な器具・材料、被服、清掃日誌の用紙等を定めた清掃実施計画書を作成して甲に提出すること。 |     |         |
| 2 清掃業務現場代理人等報告書（契約書別記様式1）   |     | 7月21日まで |
| 3 清掃等に従事する者の名簿  | ア～エ | 7月21日まで |
| ア 履歴書   | オ   | 8月12日まで |
| イ 写真  |     |         |
| ウ 清掃等に関する資格免許等の写し   |     |         |
| エ 実務経験年数  |     |         |
| オ 労働保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険（法定義務）の加入状況   |     |         |
| ただし、社会保険の適用除外の者は、理由書を提出すること。  |     |         |

- 4 緊急連絡体制表 7月21日まで  
乙は、緊急時の措置に必要な緊急連絡体制表を作成し提出すること。
- 5 ガラス清掃安全実施計画書 7月21日まで  
乙は、ガラス清掃に従事する清掃員の安全面等を考慮した実施体制、安全対策等を検討の上で、ガラス清掃安全実施計画書を作成し提出すること。

清掃作業基準仕様書

1 清掃方法

- (1) 各供用部分の清掃は、次表のとおりとする。  
 定期清掃のワックス塗布については、床の素材や使用するワックス液剤に応じた適正な頻度で行うこと。  
 その他、下記の基準によりがたい場合は、甲と協議すること。

清掃箇所	日常清掃	定期清掃
<p>玄関ホール                      (硬質床：花崗岩・鉄肥石、弾性床)</p>	<p>(床)                      1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。                      2 汚れの目立つ部分は、モップで水拭きする。</p> <p>(床以外)                      1 フロアマットは真空掃除機で吸塵する。                      2 出入口のガラスで汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。                      3 傘立て、車いす、案内板、椅子、ガラスケース等の什器備品は、タオル、ダストクロス等でほこりをとる。                      4 消毒マットに消毒液（発注者が用意したもの）を補充する。</p>	<p>(硬質床) ※防災庁舎                      1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。                      2 洗浄用パッド又はブラシを装着した床磨き機で表面を水洗浄する。                      3 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去し、完全に乾燥させる。</p> <p>(弾性床) ※5号館                      1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。                      2 水又は適正洗剤を用いて水拭きし、汚れを取り除く。なお、適正洗剤を用いた場合は水拭きにより洗剤分を除去する。                      3 乾燥させた後、樹脂床維持剤を塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥させる。</p> <p>(床以外)                      1 フロアマットは、適正洗剤又は水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。なお、適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。                      2 出入口のガラスは、両面に水又は適正洗剤を塗布し、窓用スクイジーで汚れを除去する。                      3 傘立て、車いす、案内板、椅子、ガラスケース等の什器備品は、タオルで水拭きし、汚れは、適正洗剤を用いて除去する。                      4 壁、窓ガラス、照明器具等の汚れた部分を水又は適正洗剤を用いて拭く。</p>
<p>廊下及びエレベーターホール                      (繊維床、弾性床、硬質床：花崗岩)</p>	<p>(繊維床)                      ※防災庁舎1～10階の大部分、5号館の一部。                      1 真空掃除機で吸塵する。                      2 汚れの目立つ部分は、しみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いて、しみを取る。</p> <p>(硬質床、弾性床)                      ※硬質床：防災庁舎1階の一部、弾性床：防災庁舎2～9階の一部、地下及びPH階並びに5号館の一部。                      1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。                      2 汚れの目立つ部分は、モップで水拭きする。</p> <p>(床以外)                      1 エレベーターのボタンは、タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。                      2 5号館2階の見学窓のガラスで汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。</p>	<p>(繊維床)                      ※防災庁舎1～10階の大部分、5号館の一部。                      1 真空掃除機で吸塵する。                      2 汚れの目立つ部分は、しみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いて、しみを取る。</p> <p>(硬質床) ※防災庁舎1階の一部                      上記の玄関ホールの硬質床の定期清掃と同じ作業を行う。</p> <p>(弾性床)                      ※防災庁舎2～9階の一部、地下及びPH階並びに5号館の一部。                      上記の玄関ホールの弾性床の定期清掃と同じ作業を行う。</p> <p>(床以外)                      1 壁、窓ガラス、照明器具等の汚れた部分を水又は適正洗剤を用いて拭く。                      2 5号館2階の見学窓のガラスは、水又は適正洗剤を塗布し、窓用スクイジーで汚れを除去する。</p>
<p>休憩スペース                      (木製床)</p>	<p>(床)                      1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。                      2 汚れの目立つ部分は、固く絞りを切ったモップで水拭きした後、乾拭きして水分をとる。</p> <p>(床以外)                      1 ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。                      2 机・椅子を布巾、タオル等で水拭きする。                      3 棚等の什器備品は、タオル、ダストクロス等でほこりをとる。</p>	<p>(床)                      1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。                      2 固く絞りを切ったモップで水拭きした後、乾拭きして水分をとる。                      3 2の水拭きで落ちない頑固な汚れは、薄めた中性洗剤を含ませた布で拭き取る等して除去し、乾拭きして水分をとる。                      4 乾燥させた後、床材に適したワックスを塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥させる。</p> <p>(床以外)                      壁、照明器具等の汚れた部分を水又は適正洗剤を用いて拭く。</p>
<p>便所及び洗面所                      (弾性床、硬質床)                      ※シャワールーム・脱衣室内を含む。</p>	<p>(床)                      ※防災庁舎1階東側のみ硬質床。他は弾性床。                      1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。                      2 床全面をモップで水拭きする。</p> <p>(床以外)                      1 紙屑入れ及び汚物入れのごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。                      2 扉や手すりは、水又は適正洗剤を用いて拭く。                      3 洗面台及び水栓は、スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。                      4 鏡は、適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。                      5 大小便器は、適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。                      6 便座除菌クリーナーは、内容液を補充し、容器の外面をタオルで水拭き及び乾拭きする。                      7 トイレトペーパーを補充し、ペーパーホルダーをタオルで水拭き及び乾拭きする。                      8 水石鹸を補充する(泡が出る程度の濃度とする。)</p>	<p>(床)                      上記の玄関ホールの弾性床の定期清掃と同じ作業を行う。</p> <p>(床以外)                      1 壁、窓ガラス、照明器具、換気扇等の汚れた部分を水又は適正洗剤を用いて拭く。                      2 便器、洗面台等の黄ばみ、黒ずみ、尿石、カビ、水垢などの汚れは、適正洗剤を用いて完全に除去する。</p>

<p>湯沸室 (弾性床)</p>	<p>(床) 1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 2 汚れの目立つ部分は、固く絞った水を切ったモップで水拭きする。</p> <p>(床以外) 1 三角コーナーやごみ箱のごみを収集し、容器の適正洗剤での洗浄又は水拭き及び乾拭きを行う。 2 流し台は、中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。 3 棚等の什器備品は、タオル、ダストクロス等でほこりをとる。</p>	<p>(床) 上記の玄関ホールの弾性床の定期清掃と同じ作業を行う。</p> <p>(床以外) 壁、窓ガラス、照明器具、換気扇等の汚れた部分の水又は適正洗剤を用いて拭く。</p>
<p>エレベーター (弾性床)</p>	<p>(床) 1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 2 汚れの目立つ部分は、モップで水拭きする。</p> <p>(床以外) 1 壁、扉及び操作盤の汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。 2 扉溝は、真空掃除機で吸塵する。</p>	<p>(床) 上記の玄関ホールの弾性床の定期清掃と同じ作業を行う。</p> <p>(床以外) 壁、扉及び操作盤は、適正洗剤で拭きあげた後、水拭き及び乾拭きする。</p>
<p>階段 (弾性床)</p>	<p>(床) 1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 2 汚れの目立つ部分は、モップで水拭きする。</p> <p>(床以外) 手すりは、タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。</p>	<p>(床) 上記の玄関ホールの弾性床の定期清掃と同じ作業を行う。</p> <p>(床以外) 壁、照明器具等の汚れた部分の水又は適正洗剤を用いて拭く。</p>
<p>授乳室 (繊維床)</p>	<p>(床) 1 真空掃除機で吸塵する。 2 汚れの目立つ部分は、しみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いて、しみを取る。</p> <p>(床以外) 1 紙屑入れ及び汚物入れのごみを収集し、容器の外側で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。 2 扉及びおむつ交換台、授乳チェア等の什器備品は、水又は適正洗剤を用いて拭く。</p>	<p>(床) 上記の廊下及びエレベーターホールの繊維床の定期清掃と同じ作業を行う。</p> <p>(床以外) 壁、扉及びおむつ交換台、授乳チェア等の什器備品の汚れた部分の水又は適正洗剤を用いて拭く。</p>
<p>シャワールーム・脱衣室 (弾性床)</p>	<p>(シャワールーム内) 1 排水口等のごみを取り除き、目皿を洗浄する。 2 床、壁、水栓、シャワー金具等は、スポンジやブラシで適正洗剤を用いて洗浄し、タオル等で拭く。 3 鏡は、適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。</p> <p>(脱衣室の床) 1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 2 汚れの目立つ部分は、モップで水拭きする。</p> <p>(脱衣室の床以外) 1 ごみ箱のごみを収集し、容器の外側で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。 2 扉及び棚等の什器備品は、水又は適正洗剤を用いて拭く。 3 洗面台及び水栓は、スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。 4 鏡は、適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。 5 水石鹸を補充する(泡が出る程度の濃度とすること)。</p>	<p>(シャワールーム内) 1 排水口等のごみを取り除き、目皿を洗浄する。 2 床、壁、水栓、シャワー金具等は、スポンジやブラシで適正洗剤を用いて洗浄し、タオル等で拭く。シャワールーム内のカビ、水垢、石鹸垢等は、完全に除去すること。 3 鏡は、適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。</p> <p>(脱衣室の床) 上記の玄関ホールの弾性床の定期清掃と同じ作業を行う。</p> <p>(脱衣室の床以外) 1 扉、壁、照明器具、換気扇等の汚れた部分の水又は適正洗剤を用いて拭く。 2 洗面台等の黄ばみ、黒ずみ、カビ、水垢などの汚れは、適正洗剤を用いて完全に除去する。</p>
<p>玄関周り (鉄肥石)</p>	<p>1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 2 汚れの目立つ部分をモップで水拭きする。</p>	<p>1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 2 洗浄用パッドを装着した床磨き機で表面を水洗浄する。</p>
<p>地下駐車場</p>	<p>巡回して粗ごみを拾い、集めたごみは所定の場所に搬出する。</p>	
<p>屋外敷地</p>	<p>1 巡回して粗ごみを拾う。 2 落ち葉等は、ほうきで掃き、集める。 3 集めたごみは、所定の場所に搬出する。 4 汚れの目立つ部分は、デッキブラシで洗浄する。</p>	

※ 毎月原則第1土曜日に「定期清掃」、毎月原則第3土曜日に「日常清掃」の補完清掃(補完清掃については、シャワールーム・脱衣室を除く。)を行う。

(2) 特別清掃は、次表のとおりとする。

清掃箇所	特別清掃
窓ガラス	1 ガラス面に水又は適正希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを分解して、窓用スクイジーで汚水を除去する。 2 ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 3 ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。 <b>4 外側のガラス清掃においては、安全帯を装着し、落下防止の手段を講じる。</b>  ※ 窓ガラス清掃は、実施方法、手順等について、発注者と事前に十分に協議をすること。
事務室（災害対策本部長室等）・共用会議室 （繊維床、弾性床、木製床）	（繊維床）※防災庁舎 1 真空掃除機で吸塵する。 2 汚れが目立つ部分は、しみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いて、しみを取る。  （弾性床）※5号館1階、5号館2階の一部。 上記の玄関ホールの弾性床の定期清掃と同じ作業を行う。  （木製床）※5号館2階の一部 <u>上記の休憩スペースの木製床の定期清掃と同じ作業を行う。</u>  （床以外） 1 扉、机、椅子等の什器備品は、タオルで水拭きし、汚れは、適正洗剤を用いて除去する。 2 壁、窓ガラス、照明器具等の汚れた部分を水又は適正洗剤を用いて拭く。

2 清掃箇所  
別添「清掃区域図」による。